

令和4年第1回三島町議会3月定例会会議録

招集年月日 令和4年2月14日
招集の場所 三島町役場
開 会 令和4年3月8日 午前10時00分 議長宣告
応招議員 8名
1番 矢澤 昇 2番 二瓶辰右エ門 3番 五十嵐 健 二
5番 長谷川 清 雄 6番 二瓶 俊 浩 7番 菅 家 三 吉
8番 大竹 克 昌 9番 青 木 喜 章
不応招議員 なし
出席議員 8名
1番 矢澤 昇 2番 二瓶辰右エ門 3番 五十嵐 健 二
5番 長谷川 清 雄 6番 二瓶 俊 浩 7番 菅 家 三 吉
8番 大竹 克 昌 9番 青 木 喜 章
欠席議員 なし

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

町長	矢澤 源 成	副町長	小 堀 庄太郎
教育長	山 口 浩	参事兼総務課長	鈴 木 庄 蔵
参事兼地域政策課長	小 柴 謙	町民課長	板 橋 淳 也
産業建設課長	渡 邊 浩	生涯学習課長	菅 家 直 人
総務係長	北 舘 亮		

本会議に職務のため、出席した者の職氏名

議会事務局長	小 松 昭
--------	-------

町長提出議案

- 議案第2号 三島町地域支え合いサービス事業手数料条例
- 議案第3号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第4号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第5号 三島町ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第6号 三島町重度心身障害者医療費の給付に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第7号 三島町工人の館設置条例の一部を改正する条例
- 議案第8号 三島町消防団設置等に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第9号 指定管理者の指定について
- 議案第10号 指定管理者の指定について
- 議案第11号 令和3年度三島町一般会計補正予算
- 議案第12号 令和3年度三島町国民健康保険特別会計補正予算
- 議案第13号 令和3年度三島町簡易水道事業特別会計補正予算
- 議案第14号 令和3年度三島町路線バス事業特別会計補正予算
- 議案第15号 令和3年度三島町農業集落排水事業特別会計補正予算
- 議案第16号 令和3年度三島町介護保険特別会計補正予算
- 議案第17号 令和3年度三島町戸別合併処理浄化槽事業特別会計補正予算
- 議案第18号 令和3年度三島町後期高齢者医療特別会計補正予算
- 議案第19号 令和4年度三島町一般会計予算
- 議案第20号 令和4年度三島町国民健康保険特別会計予算
- 議案第21号 令和4年度三島町簡易水道事業特別会計予算
- 議案第22号 令和4年度三島町路線バス事業特別会計予算
- 議案第23号 令和4年度三島町農業集落排水事業特別会計予算
- 議案第24号 令和4年度三島町介護保険特別会計予算
- 議案第25号 令和4年度三島町戸別合併処理浄化槽事業特別会計予算
- 議案第26号 令和4年度三島町後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第27号 令和3年度三島町介護保険特別会計補正予算

継続審査の申し出について

開会 午前10時

議事日程 議長は別紙のとおり議事日程を配付した
会議録署名議員を次のとおり指名した

会議録署名議員 7番 菅 家 三 吉 8番 大 竹 克 昌

議 事 の 経 過

◎開会及び開議

- 議長 おはようございます。定刻でございます。
全議員の出席を見ております。
ただいまから令和4年第1回三島町議会定例会を開会いたします。
それでは、これより本日の会議を開きます。(午前10時00分)

◎会議録署名議員の指名

- 議長 日程第1、会議録署名議員の指名でございますが、会議規則第125条の規定により、議長より指名いたします。
7番、菅家三吉君、8番、大竹克昌君の両名を指名いたします。

◎会期の決定について

- 議長 日程第2、会期の決定を議題といたします。
お諮りいたします。
本定例会の会期は、本日より14日までの7日間にしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(異議なし)

- 議長 ご異議なしと認めます。
よって、本定例会の会期は、本日より14日までの7日間に決定いたしました。

◎諸般の報告について

- 議長 日程第3、諸般の報告を行います。
町監査委員よりの出納検査の結果報告であります。事務局より朗読させます。
事務局長。

(事務局長朗読)

- 議長 次に、会津若松地方広域市町村圏整備組合議会の報告についてを説明お願いいたします。
8番、大竹克昌君。

(会津若松地方広域市町村圏整備組合議会議員説明)

- 議長 以上で諸般の報告を終わります。

◎12月定例会一般質問にかかる訂正についての報告

- 議長 日程第4、12月定例会一般質問にかかる訂正についての報告を受けます。
昨年の12月定例会において、二瓶辰右エ門議員の一般質問に対する答弁の訂正の報告があります。
副町長。

(副町長報告)

- 議長 以上で報告を終わります。

二瓶辰右エ門君。

- 2番 諸般の報告という形で議会の答弁を訂正するという手続が、これで正当なのかど

うか。聞いていると思うんだけど、その根拠も含めてちょっとお知らせください。

そしてもう一つ、こういう諸般の報告をする、議案書みたいなものが、提出年月日が違う議案書にしているというふうにするの。非常にずさんだなというふうに感じざるを得ない。

あとは、自主放送の126条1項の規定に該当するということは、再送信だけでなく自主番組の制作及びその放送も含んでいるから、二重にネットがかかっているはずだ。ちゃんと理解してこの図をつくられたのかなという疑問がある。

以上です。

○議長 事務局長。

○議会事務局長 今回の12月定例会一般質問に係る訂正についての報告につきましては、諸般の報告の中ではなくて、これ1段、ちょっと文字ずれていると思いますけれども、12月、これだけで個別で出ていますので、こういうやり方でできますということで県の議長のほうには確認を取って、諸般の報告の次とかにやればいいんじゃないですかということでの手続で進めていたところでございますので、特段問題はないと思われま。

○議長 二瓶辰右エ門君。

○2番 そうすると、答弁を訂正する手続というのは、後から諸般の報告でやればもうどんどん訂正できると。報告ですよ、これはね。あくまで報告しますということですよ。それでいいという見解ですか。

○議長 局長。

○議会事務局長 訂正といいましても、会議録自体、12月の会議録自体は訂正はできませんので、あくまで今回、口頭でこういうふうな、こういうことでおわび申し上げますというようなことでの訂正のみの行為でございますので、会議録等については一切、12月の会議録については、訂正はされませんので、特段そういったところでの問題はございません。あくまでも諸般の報告ではなくて訂正です。これだけ個別にまだ出しておりますので、諸般の報告、1、2ということで、諸般の報告は終わっておりますので、そのほかに、別出しで12月の定例会の一般質問の訂正についての報告という形にさせていただいております。

○議長 二瓶辰右エ門君。

○2番 そうすると、ここに、その日にちの間違った開会日を記載した諸般の報告というのは、その諸般の報告というよりも、その中でタイトルは一般質問に関わる訂正ですよということなわけですか。そういう意味合いで言っているのかな。

○議会事務局長 すみません。この資料につきましては、副町長のほうで作成しましたので、3月7日の日付についてと、あと諸般の報告という表現についてはちょっと副町長のほうから再度ご訂正いただければありがたいと思います。

○議長 副町長。

○副町長 大変失礼しました。日付の訂正と、諸般の報告と私書いた資料にしてしまいましたが、ただいま局長の説明したとおり、諸般の報告ではなくて日程ということで時間を取ってもらっての説明でございました。

それとあと、以前ありました自主放送番組というのがありますので、テレビ放送再送信

の中に自主放送も、省略してあるような形になりますけれども、資料の中では、いわゆる大きなところではテレビ放送再送信というところで資料を作成したというところがございます。

○議長 二瓶辰右エ門君。

○2番 このときの答弁の中では、条例に基づく規則の第6条だったと思いますが、削除したと。規則を変えたという話もございました。この中には、それが触れられていますか。

○議長 副町長。

○副町長 説明の中で特にそちらのことについては、資料には上げてございません。一番大事なのが、放送法に違反していないという答弁を、放送法に抵触していたということの訂正をしたいということでの説明でございました。

○議長 二瓶辰右エ門君。

○2番 私は質問のときに、放送法の違反とともに条例、そしてそれに基づく規則についても言及した上で、規則のほうでも規定しているよという話をしております。その規則というのはやはり、法に基づいて条例が制定され、規則が制定される。それが、規則もその条文を削除したという結果に今なっているわけですね。そのことについて言及がないというのはなぜですか。

○議長 副町長。

○副町長 その対応策というんでしょうか、その答弁を、放送法に違反しないような形にするために、先ほど申し上げました、特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例に、この審議会委員を加えました、条例が。そしてあと、条例にはその放送審議会委員を加えたということで、条例の中にもう放送審議会委員は入っているわけでございます。そして、それを補うような形になりますが、独自に三島町自主放送番組審議会規則、こちらを制定して審議会を設置するということであります。それで、二瓶議員のおっしゃるその条例につきましては、確かに規則がございまして、その放送審議会を設置するというような規則であります。それは削除しました。削除しましたが、今言いましたように、三島自主放送番組審議会規則、独自に規則を設けますので、今までの規則よりは明確に、その審議会が位置づけられるというふうに認識しております。（「はい、了解」の声あり）

○議長 以上で報告を終わります。

◎町長の挨拶並びに提案理由の説明

○議長 日程第5、町長の挨拶並びに提案理由の説明を受けます。

町長。

○町長 令和4年第1回三島町議会定例会に当たり、議員各位のご出席を賜り、開会できますことに、敬意と感謝を表すものであります。

冬季北京オリンピックが終わったのもつかの間、ロシアがウクライナへ軍事侵攻するという事態が起きました。戦闘状態にあり、民間人も犠牲となっています。各地で抗議行動が起きており、国際社会が連携して経済制裁等を実施しておりますが、一向に終息の様子

は見えません。県議会においても、ロシアによるウクライナ侵略に断固抗議する決議が全会一致で可決されました。国際社会は、このように暴挙許してはならず、即時の攻撃停止と完全撤退を強く求めるものであります。

それでは、行政諸般についてご報告を申し上げます。

本年、断続的な降雪により豪雪となりました。1月1日の早朝に、間方地区が雪による倒木で停電となり、2月3日までの間に計4回の停電が、桑原地区から間方地区にかけて発生しております。いずれも電源車により、短時間で通電となりましたが、東北電力と対策について協議が必要と今後考えております。

1月17日、かねてから心配しておりました、中川井地区橋本の空き家が積雪により倒壊し、県道を防ぐ事案が発生しました。

2月20日からの5日間で145センチの降雪により積雪量が60センチを超え、187センチを記録しました。

2月22日には、豪雪対策本部を設置し、被害状況の確認と情報共有を図ったところであります。現在、確認している被害状況については、空き家、小屋等の倒壊が6件、軒先等一部損壊が18件、除雪作業時のけが2件で、幸いにも人命に関わるような事案は発生しておりません。

地区集会所と、山菜加工場の軒先が一部損壊との報告を受けております。各地区からの除雪に対する要望等に対応し、地区と連携して集中除排雪を川井、大登地区で実施しております。

3月に入り降雪も落ちついた状況ですが、これからは気温も上がり、雪崩等の危険が増しますので、除雪作業等に十分に注意をいただくよう注意を喚起してまいります。

報告の2点目は、新型コロナウイルス感染症についてであります。

年明けから感染者が増加し、国は、第6波の対策を講じているところですが、感染力が強いオミクロン株による急速な感染拡大により、県では1月27日から会津若松市を含む県内5市にまん延防止等重点措置を講じたところです。しかし、感染拡大は収まらず、1月30日から県全域に非常事態宣言等を発し、まん延防止等重点措置を県全域に拡大し、3月6日までの期間が延長されたところであります。

当町においては、3回目のワクチン接種が2月2日から前倒して進められる中、昨年5月5日以来9か月ぶりに感染者が確認されましたが、町民の皆さんの日頃からの感染対策のおかげで、感染拡大に至らず安堵したところであります。

当町の3回目のワクチン接種の状況についてですが、18歳以上の対象者は1,282人で、3月8日現在において1,042人、81%が接種済みとなっております。まだ5歳から11歳までのワクチン接種については、体制整備を進めており、なるべく早く接種できるように関係機関と連携し、強化し進めてまいります。

県内の感染者数の減少は穏やかで、現在、まん延防止等重点措置は解除されましたが、引き続き感染防止対策を徹底していただくよう、町民の皆さんにお願いするものであります。

報告の第3点目は、例年3月に開催しております、全国編み組工芸品展と三島町生活工

芸品展ですが、全国展は中止とさせていただき、生活工芸品展のみ昨年同様、当日の販売を行わず開催することとしたところであります。

しばらく工人まつりや展示会等もなく、非常に寂しい思いをしております。今の状況では、工人まつりも開催は難しいと考えておりますが、代替のイベントを検討しているところであります。密にならないように対策を講じ実施できないか、関係者の皆さんを交えて調印してまいりたいと存じますので、何とぞご協力をお願い申し上げます。

それでは、本定例会にご提案を申し上げました議案について、ご審議をお願い申し上げるに当たり、施策方針の一端を申し述べ、議会並びに町民各位のご理解とご支援を賜りたく、お願いを申し上げる次第であります。

国の令和4年度の予算案は、先般衆議院において可決されました一般会計の総額は令和3年度比、0.9%、9,867億円の増で、歳入歳出予算の総額は107兆5,964億円と過去最大となり、4年連続で100兆円の台を突破してございます。

高齢化による社会保障関係費や国債等が増加し、感染拡大防止として新型コロナウイルス対応予備費は、前年度同額の5兆円を確保しております。

このほか、成長と分配の好循環による新しい資本主義の実現として、成長戦略と分配戦略を打ち出し、骨太の方針2021で定めた取組を継続し、新規国債発行額を6.7兆円を減額して、メリ張りの利いた予算と位置づけています。

福島県においては、一般会計総額1兆2,676億円で、0.7%、92億円の増となっております。新型コロナウイルス感染症対応、防災力強化に向けた公共事業が増加し、復興創生分は、復旧復興が進んだことにより減額となっております。

当町の財政は、振興計画を基に継続してきた投資的事業により、起債が増加し、将来負担が増加傾向にあり、また、社会保障費、維持補修費の増加も今後の財政運営に大きな影響をするものと懸念してございます。

これらの経費を注視しながら、今後を見据えた財政運営が求められており、これまで以上に歳入を踏まえた歳出を念頭に、投資的事業の選択と起債を抑制することを念頭に置かなければならないと考えております。

しかし、その中で喫緊の課題である、コロナ対策や第55振興計画の推進、その中でもガソリンスタンドの新設、食鳥処理場の更新、再生エネルギーの活用などの大規模な事業についても進めていかななくてはなりませんので、財政状況を見極め、共通認識を持ちながら財政運営をすることが必要であろうと考えております。

これらを踏まえ、令和4年度一般会計当初予算を編成したところでございます。

なお、令和4年度は、令和3年度に引き続き、コロナ対策関連の繰越明許費7,180万5,000円と、令和4年度一般会計予算総額25億9,970万円と合わせて、総額26億7,150万5,000円となり、前年度比1億8,053万5,000円と7.2%の増となりました。

それでは第5次振興計画の重点プロジェクトに沿ってご説明を申し上げます。

まず、基本目標1の「結婚・出産・子育てしやすい環境をつくる」では、出会い交流推進プロジェクトで新しく掲げた世代間交流促進事業がコロナの影響で制限され、取り組むことが難しかったため、今年度はその対策を講じながら進めてまいります。出産育児応援

プロジェクトでは、子育て世代が妊娠出産期から育児期にわたって安心して楽しく子育てできるように、子育て世代包括支援センターの周知利用促進を図り、相談体制の強化に取り組み、併せて産前産後支援の充実についても実施してまいります。また、子育て世代の経済的負担の軽減を図る施策として、乳幼児から高校生までの医療費助成事業を実施しておりますが、手続の負担軽減のため現物給付での対応に取り組んでまいります。

子育て教育環境向上プロジェクトでは、昨年10月から実施した保育所の完全給食を継続し、安心して遊べるような所庭を整備し、また、放課後の見守りを必要とする児童を対象とした放課後児童クラブについては利用者が増えておりますので、教室の確保に取り組めます。

新規事業としては、図書館支援員を配置し、公民館、小中学校の図書書の整理と児童生徒の読書活動を推進してまいります。

学校教育については、小学校では、3、4年生と5、6年生が複式学級となるため、福祉補充教員の配置、小中学校では教育支援員の配置を継続します。総合学習支援事業として、おばあちゃんの味、田んぼの学校事業、地区探検事業、森林環境学習などを通して郷土愛を育む、キャリア教育の充実を図ってまいります。

施設整備として、小学校体育館照明設備の改修を実施するとともに、校舎等の維持修繕に向けた調査を実施します。

コロナ対応として、普及が進んだ児童生徒のタブレット持ち帰りにおける自宅での通信環境確保のため、モバイルWi-Fiの無料貸出しを実施し、ICTを活用した教育環境の整備を図ってまいりたいと考えております。

続いて、基本目標の2、「地域資源を生かしたしごとをつくる」では、担い手育成生産向上プロジェクトとして、老朽化対策として処理羽数の拡大及び加工施設の機能強化のため、食鳥処理施設の更新に取り組めます。

農産物の有害鳥獣対策については、昨年雇用できなかった鳥獣対策専門員を地域おこし協力隊員として募集、配置して強化に取り組み、防護柵の設置については昨年の取組を踏まえ、広範囲での対策ができるよう予算を計上しております。

農商工連携プロジェクトでは、農産物の販路拡大と新商品開発のための中山間地域所得確保計画に基づき、産学官連携による町全体の農作物及び加工品の生産、流通、販売の再編に取り組み、そのために地域協力隊を募集し、人材育成にも取り組んでまいります。

会津桐の振興では、定植地管理による栽培研究と生涯生産者育成に取り組めます。会津桐タンス株式会社へ派遣しておりました地域おこし協力隊は、任期満了となり、当町で起業することになりましたので、新たな地域おこし協力隊を募集し、技術者育成に取り組んでまいります。また、山菜加工場へは、昨年度に引き続きアドバイザーを派遣し、事業の継続を図ってまいります。

経済エネルギー循環プロジェクトでは、森林整備の推進として、福島再生事業により浅岐地区の森林整備等、新たな地区での整備をつなげてまいります。森林環境交付金や森林環境譲与税を活用しての森林整備を早戸地区で進めてまいります。

また、木の駅事業の活用により、森林管理と資源の循環について、意識の情勢の助成を

図るとともに、再生エネルギーの活用に向けた地域循環共生圏について、継続して検討してまいります。

基本目標の3の「交流人口から関係人口・定住人口につながる流れをつくる」では、交流・関係人口創出プロジェクトで、コロナによる観光関連産業の回復に取り組むとともに、観光施設の機能強化として、道の駅駐車場拡張事業や、早戸交流拠点施設の浴室改修事業に取り組んでまいります。また、美坂高原については、長年活用について憂慮されてきたところではありますが、地域資源として澄んだ空気と光の害がないことから、星空観察に注目し、活用する取組を提案するものであります。

今年度には、只見線の全線再開通が予定されておりますので、国定公園編入によるグリーン復興連携事業と併せて、広域連携で推進してまいります。

ふるさと納税への対応では、昨年度、民間事業者が運営するポータルサイトへの登録と業務委託により、納税額が増加しましたので、引き続き魅力のある返礼品となる特産品の開発に取り組んでまいります。

定住人口創出プロジェクトでは、住宅環境の整備として、空き家の利活用について改修費等補助金や移住定住相談員を配置して取り組んでおります。新規事業としては、移住定住への不安解消や、ミスマッチ防止を目的に、移住体験ツアーを計画しております。

冒頭でも述べたように、豪雪による空き家等の倒壊が増えており、地区からの情報提供、所有者への管理周知と特定空き家の解消に向けた取組を進めてまいります。

町営住宅については、単身用・世帯用とも整備を進めておりますので、引き続き、中平団地の湿気対策と老朽化による改修を継続してまいります。

当町の移住定住施策の特徴的なものとして、ものづくりを通じた生活工芸村構想があります。コロナの影響により、アカデミー生の募集ができませんでしたが、これまでの課題を整理し、継続していけるよう見直しを図っております。

伝承生についても、2名が満了したところですが、今後も定住につながるよう、きめ細かな支援をしてまいります。

デジタル化の推進については、会津地方振興局が中心となり、会津地域自治体広域連携指針が策定され、連携して取り組んでまいります。この指針を受け、当町のデジタル化のロードマップとしての三島町にDX推進計画を策定し、町民生活の利便性の向上に取り組んでまいるとともに、マイナンバーカード取得率向上のため、手続等について支援してまいります。

情報発信力強化プロジェクトでは、町ホームページを更新し、誰もが見やすく分かりやすい情報発信に努めてまいります。

基本目標4の「生涯いきいきと過ごせる魅力ある地域をつくる」では、いきいき健康増進プロジェクトとして、まずは、新型コロナウイルス感染症予防にワクチン接種体制を整備するとともに、感染症対策の情報共有を図ってまいります。5歳から11歳までのワクチン接種においては、広域連携により、体制整備を図っておりますので、連携を密にして進めてまいります。

健康づくり推進事業では、生活習慣病予防として、国保ヘルスアップ事業を活用し、訪

問での保健指導を強化してまいります。

新規事業としては、対象者に対し子宮頸がんワクチンの積極的な接種を奨励して、予防医療に取り組んでまいります。

「目指せ！健康寿命+10歳（プラス・テン）」推進事業では、食生活改良改善事業と身体活動増進事業を柱に、運動と食事による健康指導を推進してまいります。高齢者の生きがいづくりと、障害者福祉サービスの充実にも取り組んでまいります。

温故知新プロジェクトでは、指定文化財保存活用事業として、荒屋敷遺跡出土品のレプリカを作成して、町内で常設的な展示をして活用したいと考えております。また、大谷川埋もれ木の活用にも取り組んでまいります。

町史編さん事業については、2冊目の資料編、近現代の発刊を計画しております。

地域の暮らしと魅力向上プロジェクトでは、地域支え合い事業の周知を図り、支援が必要な世帯の把握と、適したサービスを提供してまいります。

地区づくりへの支援として、各地区の目標に沿った主体的な取組を進めるために、地区支援事業補助金、美しい村づくり町民運動事業の積極的な活用が図れるよう、地区担当職員制度を機能させ、地区要望等へ丁寧に対応してまいります。

地域の担い手確保として、新たな組織特定地域づくり事業協同組合の設立運営について、3町村連携で定住につながるよう支援してまいりたいと存じます。

町営バス事業については、マイクロバス1台を更新し、安全安心な運行に努めてまいるとともに、2次交通の取組について検討してまいります。

燃料供給体制については、令和3年度に策定しました、三島町SS過疎地対策計画に基づき、令和5年度の建設に向け、用地の確保、設計事業等を進めてまいります。

災害に強いまちづくりプロジェクトでは、防災、防犯対策として消防団確保の観点から、報酬等の基準が定められたことに対応し、待遇改善を図りました。今年度、福島県会津地方消防防災訓練の開催地となっておりますので、しっかりとした準備をし臨みたいと考えております。

以上、令和4年を迎えるに当たり、所信の一端を述べましたが、議員各位のご理解とご支援を重ねてお願いを申し上げます。

次に、本定例会にご提案を申し上げます議案について、ご説明を申し上げます。

議案第2号は、三島町地域支え合いサービス事業手数料条例であります。地方自治法第227条の規定に基づき、町が行う地域支え合いサービスの内容及び手数料について定めるものであります。今年度実施した雪かき支援隊の手数料設定に合わせ、これまでの支え合いサービスとともに定めるものであります。

議案第3号は、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例であります。地方公務員の育児休業等に関する法律の改正により、非常勤職員の育児休業等に係る取得要件の緩和及び育児休業を取得しやすい勤務環境の整備に関し、措置を講じる規定を追加する条例改正であります。

議案第4号は、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例であります。三島テレビの放送に関し、放送法に定める自主放送番組審議会

設置に伴う審議会委員を、地方公務員法第3条第3項第2号の規定に基づき加えるものがあります。

議案第5号は、三島町ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例であります。医療費助成における現物給付の実施に当たり、対象となる児童の定義を改正するものであります。

議案第6号は、三島町重度心身障害者医療費の給付に関する条例の一部を改正する条例であります。当町における、重度心身障害者の医療費の負担を軽減するため改正するものであります。

議案第7号は、三島町工人の館設置条例の一部を改正する条例であります。施設の改修に伴い工作機械を撤去したことにより、使用料の規定を削除する改正であります。

議案第8号は、三島町消防団設置等に関する条例の一部を改正する条例であります。全国的な消防団員の確保のため、団員の処遇改善に関し、消防庁からの報酬等の基準が示されたことに基づき、来年の年額報酬及び災害時出動報酬を引き上げる改正であります。

議案第9号及び議案第10号は、指定管理者の指定についてであります。三島市観光交流施設と三島町ミニライスセンターの両施設ともに、今年度末に指定管理者期間が満了することに伴い、再指定いたしたくご同意をお願いするものであります。

議案第11号は、令和3年度三島町一般会計補正予算で、歳入歳出4,503万円を減額し、歳入歳出それぞれ26億5,054万3,000円とするものです。繰越明許費で5事業、7,180万5,000円を翌年度へ繰り越すものであります。内容は、新型コロナウイルス対策事業、マイナンバーカードシステム改修事業、住民税非課税世帯臨時給付金給付事業、小学校中学校の保健特別対策事業で、いずれも新型コロナウイルス感染症に対応したものであります。

歳入の主なものとして、地方交付税の普通交付税が国の補正予算により追加交付され、4,452万7,000円を増額計上し分担金及び負担金のごみ処理最終処分場管理負担金は、昨年度事業の実績において剰余金が生じたため、今年度は徴収しないこととし、148万6,000円を減額しました。

国庫支出金の児童福祉費負担金では、実績見込みでは279万円を減額し、総務費国庫補助金では、戸籍住民基本台帳費補助金に、マイナンバーカードシステムを改修分として330万円を、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金で4,694万5,000円を増額計上いたしました。

国庫補助金の児童福祉費補助金、保健衛生費補助金、選挙費委託金は事業確定等による減額計上であります。

県出資金の保険基盤安定負担金、児童福祉費負担金、総務費、管理費、補助金、児童福祉費補助金、農業費補助金、社会教育費補助金も実績見込みにより減額となり、社会福祉費補助金は、原油高騰対応生活困窮世帯緊急補助事業を含む41万4,000円、小中学校補助金は、学校保健特別対策事業費90万円を増額計上しました。

繰入金の公共施設整備基金繰入金で1,220万円。財政調整基金繰入金で1億1,120万5,000円を減額し、三島町まちづくり基金繰入金を200万円増額計上しました。

町債の過疎対策事業債では650万円、辺地対策事業債では80万円を事業確定により、そ

れぞれ減額したところでございます。

一方、歳出においては、事業実績並びに実績見込みによる減額措置を各項目にわたり計上しておりますので、主に増額した分の主なものについてご説明をいたします。

総務費の一般管理費報償費では、山菜加工場支援アドバイザー一分として326万4,000円。委託料のうちPCR検査業務180万円、桐の里商品券給付事業1,600万円、ふるさと産品応援事業200万円。負担金補助及び交付金のうち、指定管理者施設使用料・分湯料免除584万3,000円、桐の里商品券発券事業810万円、宿泊クーポン助成事業350万円、産学官連携地場産品販路拡大事業500万円、会津地鶏振興事業500万円、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業で、全額繰越事業となる計上であります。

電算管理費の委託料、セキュリティークラウド更新として137万5000円を、企画費の積立金にふるさと納税元金積立金として174万3,000円をそれぞれ増額計上しました。

戸籍住民基本台帳費の委託料330万円は、マイナンバーカードシステム改修分として、繰越事業となる計上であります。

民生費の障害者福祉費扶助費490万円は、自立支援給付事業の給付費の増によるものであります。

土木費の道路維持費では、降雪に伴い委託料で1,585万9,000円。使用料及び賃借料で103万4,000円をそれぞれ増額計上いたしました。

教育費の学校管理費では、需用費消耗品に92万円を、小学校中学校にそれぞれ増額計上し、繰越事業となるものでございます。

議案第12号は、令和3年度三島町国民健康保険特別会計補正予算で、歳入歳出389万7,000円を増額し、歳入歳出それぞれ2億196万1,000円とするものです。

主な歳入は、県出資金の保険給付費等交付金で、普通交付金で602万7,000円の増であります。

歳出では、保険給付費の一般被保険者療養給付費の負担金補助及び交付金では、484万2,000円。一般被保険者高額療養費の負担金補助及び交付金で124万3,000円を増額計上したところでございます。

議案第13号は、令和3年度三島町簡易水道事業特別会計補正予算で、歳入歳出284万3,000円を増額し、歳入歳出それぞれ1億2,155万円とするものであります。

歳入では一般会計繰入金を増額で、歳出では需用費に大谷浄水場及び滝原浄水場の修繕料として865万7,000円を増額計上するものであります。

議案第14号は、令和3年度三島町路線バス事業特別会計補正予算で、歳入歳出総額に変更はございませんが、歳入において県支出金の路線バス事業費県補助金が確定し、見込みにより増額となったことから、一般会計歳入金繰入金等を減額するものであります。

議案第15号は、令和3年度三島町農業集落排水事業特別会計補正予算で、歳入歳出56万7,000円を増額し、歳入歳出それぞれ2,487万2,000円とするものです。

歳入において一般会計繰入金を増額し、歳出における役務費汚泥引き抜き手数料に充てるものであります。

議案第16号は、令和3年度三島町介護保険特別会計補正予算で、歳入歳出1,857万円を

減額し、歳入歳出それぞれ4億7,532万7,000円とするもので、事業確定見込みによる減額であります。

議案第17号は、令和3年度三島市戸別合併処理浄化槽事業特別会計補正予算で、歳入歳出569万7,000円を減額し、歳入歳出それぞれ3,743万5,000円とするもので、事業確定による減額であります。

議案第18号は、令和3年度三島町後期高齢者医療特別会計補正予算で、歳入歳出21万2,000円を減額し、歳入歳出それぞれ3,252万5,000円とするものでございます。

議案第19号は、令和4年度三島町一般会計予算で、当初予算総額は25億9,970万円とし、前年度と当初予算に比し、2億3,580万8,000円、10%の増となります。

予算の内容といたしましては、第5次三島町振興計画の実現を目指す予算編成を基本とし、国・県の動向を注視し、東京の財政事情を勘案し事業計上をしたものであります。

歳入のうち町税は1億6,101万5,000円で、ほぼ前年同額と見込んでおります。

地方交付税につきましては、前年度より1億7,000万円、16.5%増の12億円を計上したところで、歳入予算全体の46.2%を見込んでおります。令和3年度においても、普通交付税総額で12億9,005万6,000円が交付されております。国の地方財政計画における地方交付税総額は、18兆1,000億円と前年度比で6,000億円の増額となっており、適正な見積り額と捉えております。その代わり、地方交付税の減額分を補填する臨時財政対策債は、前年度より2,400万円減の1,600万円を見積もったところでございます。また、分担金及び負担金については、滝原一般廃棄物最終処分場の廃止に向けた恒久対策工事を実施することから、関係町村からの負担金として6,203万3,000円を計上し、前年度より大きく増額となっております。

国庫支出金では、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金や、地方創生推進交付金等の新規事業により14.7%増の1億610万3,000円を計上してございます。

県支出金については、「歳時記の郷・奥会津」活性化事業や福島森林再生事業の増額と、治山施設補助事業の獲得等により63.5%増の2億2,632万3,000円を計上してございます。

繰入金では、全体として3億7,146万5,000円で、前年より24.6%減額しております。普通交付税を適正に計上したことから、財源不足を補う財政調整基金の取崩し上、1億4,742万円に減額し、前年度比52.3%の減としたところでございます。

繰越金は、前年度より4,000万円多い1億円を計上しております。

町債は、総額で2億4,720万円となり、対前年度比7.1%、1,890万円の減となります。今後、公債費等の増額が予想されることから、起債の抑制に努めたところでございます。

一方で、歳出におきましては、性質別で見ると、維持補修費で橋梁点検業務外16.1%増の1億4,867万8,000円。補助費等で、広域市町村圏整備組合負担金外で9.8%増の2億9,180万6,000円。

普通建設事業費では、道の駐車場拡張事業費や滝原ごみ処理最終処分場恒久対策事業等16.5%増の4億6,516万6,000円を計上いたしました。

公債費では、過疎対策事業債の平成29年度、30年度分の借入れ分の、元金償還及び緊急防災・減災事業債の平成30年度分、令和元年度分借入金の元金償還が始まったことにより、

29.3%増の3億6,692万6,000円と、いずれも増額計上となりました。

次に、主な事業について述べさせていただきます。

まず、総務費関係でございますが、財産管理費の工事請負費に地区集会所改修等として1,272万6,000円、備品購入費に路線バス車両更新として1,164万2,000円。

企画費では、委託料に町ホームページ作成保守管理業務として299万2,000円、移住体験ツアーに100万円、SS整備設計業務に1,200万円、備品購入費に給油ローリー車1,200万円、負担金補助及び交付金に特定地域づくり事業協同組合分で850万円、知事選挙費572万4,000円、参議院選挙費660万円を計上いたしました。

民生費では、障害者福祉費役務料の重度心身障害者医療費給付審査手数料3万円は、償還払いから現物給付に係る費用として計上してございます。社会福祉施設の多目的集会施設管理運営委託料412万2,000円は、管理に係る人件費の増額によるものであります。児童福祉施設の需用費修繕料は、保育所所定の整備として265万円を計上しております。なお、乳幼児医療費助成、ひとり親家庭料費助成に係る審査手数料については、こちらも償還払いから現物給付に係る費用として計上してございます。

衛生費では、環境衛生費の谷原ごみ処理最終処分場恒久対策工事費8,156万6,000円を計上いたしました。

労働諸費は、全額土木費へ移管計上し廃款処理としました。

農林水産業費では、農業委員会費の備品購入費にタブレット端末費36万円、農業振興費に地域おこし協力隊2名分、753万7,000円、飼料用米助成36万円、畜産振興費に食鳥処理施設設計で1,000万円、林業振興費の委託料に、森林環境譲与税活用事業に400万円、西方居平地内中沢流路工の測量設計で508万9000円、工事請負費に2,087万2,000円、補償補填費及び賠償金100万円を計上し、備品購入費には町民センター図書室用桐製品購入費として550万円、有害鳥獣防護柵設置事業補助金として1,000万円を計上いたしました。

商工費では、商工振興費に商工会館修繕補助として50万円、地域おこし協力隊起業支援補助金に100万円、観光費の美坂高原星空活用事業に総額200万円を計上し、道の駅駐車場拡張事業として総額1億520万円、只見線利活用事業として総額1,550万8,000円、ふるさと荘トイレ等修繕173万2,000円、早戸交流拠点施設浴室改修事業として3,110万3,000円を計上いたしました。

土木費では、道路維持費に地域おこし協力隊1名、291万9,000円、橋梁点検業務委託料1,100万円、労働費から移管した道路等維持管理業務委託料1,115万2,000円、使用料及び賃借料351万3,000円、町道早戸居平台倉線路肩崩落対策工事に1,100万円、大谷除雪機購入費に3,850万円、中平団地住戸改修事業に4,543万円を計上いたしました。

消防費では、団員、副班長の年報酬及び出勤報酬を増額したことにより、約35万1,000円の増となりました。消防施設費では、滝谷地区防火水路土砂撤去費100万円、護岸水位表示業務委託として50万円を計上いたしました。

教育費では、事務局費でモバイルW i - F i レンタル料366万円、教育施設等劣化状況調査500万円、小学校体育館照明改修工事800万円、社会教育総務費の放射性炭素年代測定手数料19万2,000円、大谷川埋もれ木活用事業として計上し、荒屋敷遺跡出土品レプリカ

制作委託料として414万円、町史編さん費の印刷製本費452万1,000円は、資料編、近現代の発刊に伴うもので、公民館と公民館費の報償費には図書館支援員分として30万4,000円を計上いたしました。

以上、一般会計の主なものを述べさせていただきました。

次に、第20号は、令和4年度三島町国民健康保険特別会計予算で、歳入歳出1億9,063万1,000円とし、前年度比0.9%の減としました。当初予算における歳入については、保険税総額について2,691万5,000円を計上しています。歳出の保険給付費は、1億2,897万8,000円と対前年度比1.6%の減を見込んだところでございます。

議案第21号は、令和4年度三島町簡易水道事業特別会計予算で、歳入歳出1億4,458万4,000円とし、前年度比23.5%の増となりました。施設整備として、檜原地区水源調査、西片名入地区統合認可設計、大谷地区配水管布設工事設計に1,721万円、公営企業会計法の適用に係る台帳整備に1,224万8,000円を計上したものであります。併せて債務負担行為を設定するものであります。

議案第22号は、令和4年度三島町路線バス事業特別会計予算で、歳入歳出3,200万円とし、対前年比1.9%の増となりました。

議案第23号は、令和4年度三島町農業集落排水事業特別会計予算で、歳入歳出3,500万2,000円とし、対前年度比60.5%の増となりました。こちらも水道会計と同じく公営企業会計法適用に係る台帳等の整備1,066万6,000円を計上し、併せて債務負担行為を設定するものであります。

議案第24号は、令和4年度三島町介護保険特別会計予算で、歳入歳出4億5,184万3,000円とし、対前年度比3.0%の減としました。歳入の介護保険料は、対前年度比2.6%減の6,841万5,000円を見込み、歳出の保険給付費では、前年度より3%減の4億2,890万8,000円を見込みました。

議案第25号は、令和4年度三島町戸別合併処理浄化槽事業特別会計予算で、歳入歳出4,427万4,000円とし、対前年度比3.4%の増としました。

議案第26号は、令和4年度三島町後期高齢者医療特別会計予算で、歳入歳出3,543万4,000円とし、対前年度比8.2%の増としました。

以上、本定例会にご提案申し上げました議案の概要についてご説明を申し上げます。

なお、各議案につきましては、それぞれ担当課長をもって、詳細にご説明を申し上げますので、何とぞよろしくご審議賜りますようお願いを申し上げ、ご挨拶並びに提案理由の説明といたします。

○議長 お諮りいたします。休憩を取りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし)

○議長 ご異議なしと認め、午前11時15分まで休憩といたします。

(午前11時04分)

◇

◇

◇

○議長 再開いたします。(午前11時15分)

◎一般質問

○議長 日程第6、一般質問に入ります。

通告者は2名であります。通告順に発言を許します。

2番、二瓶辰右エ門君。

なお、二瓶辰右エ門君の持ち時間は、ただいまから12時15分までといたします。

○2番 本会議の1番目に登壇し、一般質問をさせていただきます。

初めに、感染力の強いオミクロン株による新型コロナウイルスへの感染が全国的に急増いたしました。残念ながら、我が町においても感染者が発生したところでございます。これにより、感染された人や、亡くなられた方々に心よりお見舞いとお悔みを申し上げたいと思います。

また、戦後80年近くもたち、21世紀となった現代社会において、本当にこのようなことが起きるのかと目を疑うばかりの光景が連日テレビで繰り返し広げられております。激しい怒りと悲しみを感じざるを得ません。どのような理由があるとも、あろうとも、決して戦争に及んではなりません。この戦争によって犠牲となられた、また、普通の日常生活を根底から奪われてしまった、そして、今もその危機に瀕しているウクライナの人々に、心からのお悔やみとお見舞いを申し上げる次第でございます。ぜひ、本議会においても、この問題に対する決議をされるべくお願いを私としてはしたいというふうに思っております。

さて、3月議会は、先ほどの町長の説明にもありまして、翌年度の当初予算と、それに関係する条例改正などを審議する重要な議会であると認識をしております。

そこで、まず初めに、令和4年度の当初予算編成についてをテーマにお伺いをしたいと思います。

私は、令和2年の5月より議席をいただきましたので、当初予算の審議は今回が2回目となります。1回目の令和3年度の当初予算においては、過去の決算状況を分析し、1つ目、自主財源に乏しくその財源を延ばそうにも人口減少や高齢化が進む中で、大幅な増額を見込むことはできないであろう。2つ目として、依存財源の中心である地方交付税も過疎化や人口減少の進行、あるいは国の現在の財政状況からすると、現状規模を維持することも困難になってくるのではないかと。3つ目、歳出面では、毎年度継続して固定的に支出される、いわゆる経常経費の割合が年々増加をしています。そしてまた、人件費をはじめとした、義務的経費も重くのしかかってきております。4つ目、ここ数年間、町営住宅や役場庁舎、あるいは教職員住宅の改修など、大規模な箱物投資を実施し、町の借金である公債費残高が大幅に膨れ上がっているということでございます。5つ目として、今後とも公共施設の維持補修や採算性が見込めない第三セクターなどに対する、継続的な支援を続けていくとすれば、これも大きな財政負担として降りかかってくるわけでありまして。

以上のような点を指摘をし、今後の財政運営について見解を求め続けてまいりました。しかし、納得のいく明快な回答を引き出すことはできなかつたと感じております。

そこで、令和4年度の当初予算の上程に当たり、改めてお伺いをいたします。

1点目。三島町の産業を考えた場合、三島町役場が予算総額や職員数から照らしても、町一番の事業所であります。その事業者が来年度どのような活動をするかによって、町の姿が大きく変わってきます。令和4年度の当初予算編成方針をどのように立案し、町民福

社の向上をどのように図っていく方針なのかを、まずお伺いをいたします。

矢澤町長は、平成27年の5月から就任をされました。したがって、今回の予算編成は、7回目を数えることとなります。様々な住民からの要望、あるいは、社会環境変化の中で、その都度いろいろご苦勞があったんだろうと考えております。そして、今に至る状況もまた矢澤町長の、その都度の判断による積み重ねの結果であろうと思うのであります。

そこでお伺いをいたします。

7回目の予算編成を終え、我が町の財政状況をどのように捉えているか。現状認識、現状ですよ、現状認識をお伺いをいたします。

硬直した歳入構造に加え、高止まりしている経常経費の歳出が財政の自由度を狭めていきます。公共施設の維持管理や産業の活性化対策に、今後、お金を回すことができるんだろうかと心配するのは私だけではないでしょう。

そこで、お伺いをいたします。

公共施設等総合管理計画と個別施設計画、これが出来上がったというふうに伺っております。これも、県内の中で一番最後のほうの出来上がりだというふうに思っておりますが。さらには、第5次振興計画の実現、あるいは住民からの多様な行政需要を踏まえ、今後の我が町の財政状況を、今度はどのように将来に向かって見通しているかについてお伺いをしたいと思います。

ちょうど1年前のこの時期、令和3年度の予算編成はどのようなものだったのか。何を主眼に置いて予算編成を行ったのかについてお伺いをいたしました。答えは、地方創生や第5次振興計画を着実に進めるための予算であるとの極めて高邁な格調高い、しかし私にはよく理解できない回答でありました。こうした議会での議論は聞いてくださっている方、見てくださっている町民の皆さんに、いかに分かりやすい言葉で説明をするか。そういった町の考え方を説明する絶好の機会ではないかと思うのであります。残念ながら、なかなかそのような議論になることができない状況になっています。反省するばかりであります。私自身も、できる限り分かりやすい答弁につながるような質問を心がけなければならないなど自戒をしているところでございます。

町の借金が膨れ上がっております。本年度末現在で、特別会計分も含めて47億4,100万円にもなっております。三島町の人口が1,471人、直近でですが、ですので町民1人当たりどのぐらいの借金を抱えているかということなんですが、322万3,000円。1人当たり322万3,000円の借金を抱えていることとなります。町民1人当たりですから、赤ちゃんからお年寄りまで全ての人がこれだけの借金を抱えているということでございます。しかし、まだまだ役場にはやってもらわなければならないことはたくさんあります。借金を返済しながら、来年度はどのようにして、町の活力と福祉向上に取り組んでいくか、その辺のジレンマをどのように調整しながら当初予算の編成に取り組んだのか、そういった思いから質問をさせていただきます。

令和3年度の当初予算では、令和3年度、昨年度です。今後の予算編成においては、これまで以上に予算規模を抑制することを念頭に置き、今後の予算編成においてはということだから、令和3年度時点で、令和3年度の当初予算も4年度も5年度も6年度もという

ようなことが、今後の予算編成においてはということで、意識されてるのではないかというふうに思いますが、そのとき、その令和3年度の予算は、自らお話ししたとおり、予算規模を減額をいたしました。1億6,300万円の予算規模に減額をいたしました。今年度はということで調べてみますと、今年度は起債償還、これは町の借金を返すお金、起債の償還というふうに言いますが、その増加を見据え、どんどんこれから借金の返済が増加してまいります。最終的には、年間で4億円ぐらいの借金返済になってくるわけですが、を見据え、投資的事業、投資的事業というのは道路を造ったり、住宅を改修したり、その社会資本の整備ということでございます、投資的事業の抑制が必要であるとしております。今年度の当初予算には、こうした考え方がどのように反映されているのかについてお伺いをいたします。

ここでですね、皆さん三島町のホームページを見て、お知らせというところをクリックすると、総務課のほうのお知らせで、こういう資料が出てくるんですよ。財政状況資料集というのが出ております。これは、なかなかその市町村の財政規模というのはそれぞれ違う、人口やなんかもいろいろ違うということで、その同じグループをまとめて1人当たりにしたり、1,000人当たりどうだというような、なるべく基準で比較できるような数字を表していくというような表があるんです。市町村ごとの決算分析状況の資料が公表をされております。これは、国の総務省が地方公共団体が健全な財政運営を行うためには、住民や議会などの理解が得られるよう、財政の状況及び分析に関する情報を、できる限り正確にかつ分かりやすく公表することが重要だという観点から、平成22年から継続して進めているわけでございます。ただ、この資料は今から言えば、令和元年の資料がアップされているので、2年間ぐらい遅れるというふうな状況になってございます。

この資料は、市町村を人口規模や産業構造により、全国の市町村を35の類型に分類して比較できるようにしたもので、三島町は人口5,000人以下の町村の部類に入って、数字で言うと6の1の1というそんな分類にされていて、一番最後のランクからもう一つ上のランクのところまで分類をされております。令和元年度では、同類の町村は52市町村となっています。その町村との比較でいろんなデータがあるんですが、その比較で見たいと思います。

まず、職員の数であります。職員の数。人口1,000人当たりどのぐらいの職員が張りついているか。その町が人口1,000千人だとすると職員は何人だというふうに、だから、全部平たくこう比較できるようになっているということでございます。三島町は、26.96人となっております。じゃあ、52市町村の同類のところはどうかといいますと、19.60人です。かなり差があります。ちなみにこれは福島県なんですが、福島県の市町村の平均は8.10人。規模によって違いますから、人口が多いところはどうしても職員が多いけれども、1,000人当たりになると少なくなるというような傾向にありますから、そんなような状況になっている。じゃあ、これも当然ですが人件費、あるいは人件費に準ずる費用、これは任用職員とかそういったものも含めて、要するに人件費として役場が支出しているものは、どのぐらいかと。それを、1人当たり、町民1人当たりになるとどれだけ人件費に投資をしているか、お金を使っているかという数字なんですが、三島町は30万6,360円。類似団

体、先ほどの52の類似団体で言いますと、21万7,700円となり、額にしても8万8,000円、率にして4割以上増になっているという実態が公表されているわけでございます。

これに対して、そういう数字を出すどうしてもそれに対してどうするのという、コメントを求められますが、これに対して役場はこのようにコメントしています。現在の職員数、現在のというのはその時点ですから、令和元年度の末です。現在の職員数43人からの削減は、事務事業の担当状況から見て非常に困難と考えられ、要するに、43人を削るということは、今の状況からすると困難だというふうに言っている。それで、困難と考えられ、業務の見直し、スリム化と並行した職員削減が急務となる、業務の見直しスリム化と並行した職員削減が急務となる。相反することを言っていて、いろいろ考えますと結局、今のままの状況ではできないけれども、業務の見直しと、ほかの手法を入れ込むことによって、職員を削減していきましょうという考え方だと私は捉えてとらえておりますが、そういうことでコメントをしております。

これは、何年か前のやつも、私もなんか見ているんですけど、いまだ、その数年前から同じような状況で、同じようなコメントが続いているというふうに思っております。ということは、その何年間もの間、何の方策も講じていない結果が続いているというふうに思わざるを得ないのであります。

一昨年の6月議会、就任したばかりのときの初めての議会だったんですが、やはり財政状況の話をしたときに、今後どうするんだということに対して、大胆な経常経費の見直しを図りますとされておりました。その後、じゃあ当初予算の次の令和3年度当初予算の編成のときの3月議会で、あれはどうなりましたというふうにお伺いしたところ、皆さんもご承知のとおり、取り組むことはできませんでしたとの答弁でありました。

私はそのときに物すごくショックを受けました。議会で表明されたことが実行されない。こんなずさんな運営をやっている町村はあるんだろうかというふうに私は驚いた次第でございます。それで、そのあとの議会で、行政改革が、そのときかな、行政改革が内部でできないということであれば、外部組織を設けて取り組んだらどうだというふうに提案をいたしました。それに対しては、今後内部で議論したい、議論した過程の中で難しいということであれば、議会と相談しながら今後の方向を定めたいという答弁でございました。それから、ほぼ1年経過しておりますが、いまだ何の相談もございません。

そこでお伺いをいたします。

町の最も重要な産業とも言える役場は、住民サービスの提供機関であり、まちづくりの運営機関でもあります。その基本は、しっかりとした行財政運営の基盤を構築することにあると私は考えております。

そこでお伺いをいたします。

こうした観点に立った行財政改革にどのように取り組むおつもりなのか、お聞かせいただきたいと思っております。

行財政改革の取組を急がなければならないことは、役場が出す様々な資料の中にも記載をされております。第5次振興計画の中にも、行財政改革の推進が明記をされております。これは、第4次振興計画にも、ほぼ同じような形で記載されており、それが実現しなかつ

たから第5次に先送りしたと理解せざるを得ません。お題目を掲げても実行されない。それはなぜなのでしょう。まずは手をつけてみる。分からなければ、先輩や識者に聞く。全てにおいてそうですが、行動を起こさなければ前には進めません。そしてまた、そういう行動によって課題や、障害や、解決策が私は見えてくるものと思っております。

そこで伺います。

またぞろ出して申し訳ないんでありますが、中期財政計画の策定も、約束をしていた事柄だというふうに思っております。中期財政計画の策定を約束してから、はや2年近くが経過します。どうなっているのか。言ったこと、約束したことが、確実に実行される体制づくりが必要なんではないかというふうに考えますが、当局の考えをお伺いをいたします。

早いもので、もう年度が改まります。雪ももうこれ以上は降らないだろうというふうに期待をしておりますが、今週は随分暖かくなりそうで、ぐっと雪の量も減っていくことを祈念したいというふうに思っております。

地区の皆さんは、団体の特に役員さん、今、決算書の作成や来年度の事業計画の作成など、総会に向けた諸準備で忙しくされているようでございます。誠にご苦労さまでございます。本当に頭の下がる思いであり、心から敬意を申し上げたいというふうに思っております。その地区の方々からいろいろなアドバイスをいただいております。その中から幾つか質問し、当局の考え方を確かめ、地区活性化の一助にしたいと考えておりますので、よろしくお伺いをいたします。

地区の振興方策について、何点かお伺いをいたします。

まず初めに、地区支援事業補助金についてお伺いをいたします。

各地区を活性化する施策として、三島町地区支援事業補助金という制度が設けられております。1地区50万円が上限で、さらに人件費の充当は2割までだよというふうに制限されている要綱になっております。使い勝手の悪さが指摘をされております。地区支援のための重要な施策でありますので、交付要綱の再検討をすべきではないかというふうに考えますが、いかがでしょうか。

我が町では、役場の職員が地区担当という制度を設けております。地区の活性化なくして町の振興なしという観点からすれば、優れた仕組みであると理解をしております。

そこでお伺いをいたします。

地区担当を設けることとなった経緯や、その役割についてお伺いをします。また、地区担当のこれまでの実績や課題についても、併せて伺いたいと存じます。

次に、せつかくのすばらしい制度でありますので、有効に機能することが重要であります。最近、役場の職員は現場にどうも出歩かないなあ、という声を聞きます。役場と住民の信頼関係をさらに強くするためにも、これ公民館じゃなくてもいいんですが、そういった公共施設に向いて、相談日や現地調査日などの活動が定期的にできる仕組みを検討してはどうかと考えますが、当局の見解をお伺いいたします。

最後に、伝統行事の継続が困難な地区が増加をしております。多くの地区で伝統行事を守るための方策が模索をされておりますし、諦めているところもあるようやに聞いており

ます。文化庁によれば、伝統文化の現在の状況に至る経緯、現在の状況、実態等を詳細に調査し、これ調査をするということは、それで人の考え方が分かるということなんで非常に重要なことなんです。調査をし、その上で調査結果を踏まえて様々な対策を盛り込んだ、総合的な保存活用計画の策定を行うことが最も有効であるというふうに言っております。したがって、このような観点から地区目標、伝統文化の継続というのは地区目標の大きな1つでもそれぞれの地区で、ほとんど掲げられていることでもありますので、伝統行事の保存、継承のための支援事業を検討してはどうかと考えますが、当局の見解をお伺いをいたします。

今年度も、コロナの不安やそれによる影響下の中での年度変わりとなりました。5歳から11歳までの子供に対するワクチン接種は、間もなく開始される予定と聞いております。保護者の中には、副反応を心配している方が多いようなので、これに対する丁寧な相談体制や副反応が重い場合のしっかりとした医療提供体制の確保、そして、その周知に万全を期していただきたいというふうに思います。

そしてまた、これから役場職員の人事異動があります。行政は継続性が重要であります。しっかりとした事務引継ぎがなされ、住民サービスに支障が出ないように、くれぐれもお願いしたいと思います。特に、懸案事項については、住民側の認識と行政側の捉え方にそごがないよう、食い違いがないよう相手方と話し合いをしっかりと深めた上で、懸案事項を事務引継書に正確に載せるということ、特にお願いを申し上げたいというふうに思います。

口幅たく長くなりましたが、以上で私の一般質問を終わらせていただきます。ご清聴誠にありがとうございました。

○議長 町長。

○町長 まずは、2番、二瓶辰右エ門議員のご質問にお答えいたします。

当初予算の編成というようなことで、6点ばかりでございます。まず、これについてご説明を申し上げたいというふうに考えております。

まず、大項目の1点目ですが、当初予算編成をどのように立案し住民福祉の向上にどのように図っていくのかという方針を説明したいというふうなことでございます。

当然、住民の福祉向上が最終的には結論だというふうに考えております。なおかつ、その過程として第5次三島町振興計画の基本構想の将来像で、住みたい、あるいは住み続けたいふるさと（桐源郷）というような表現で使っておりますけれども、これ議員の皆さんのご賛同をいただきながら、これに基づいて基本計画あるいは前期の基本計画のスローガンであります「環境と調和し、人と人とのつながりで安心して暮らせるまち」の実現を実行していくということが、まず大きな基本的な考えでございます。そのために、どのような事業をやっていくのかというふうなことでございます。ここにありますように、令和4年度の当初予算編成方針は、第5次三島町振興計画に掲げた事業に対応した予算編成を基本とし、先ほど財源が脆弱だというふうなことで、やはり単独ではできません、国・県の動向を踏まえた当町の財政状況を鑑み、限られた財源を有効にどのように使っていくのかというふうなことで考えておるところでございます。

それに加えて、新型コロナウイルス感染症対策という最優先事項も含めて、振興計画の目標を実現していくことが町民福祉の向上に資するというふうに考えておるところでございました。

こうした財政状況に配慮しながら、環境、あるいは教育、医療、再生、地場産業の持続可能な三島町をどういうふうにつくっていくのかというようなことで、よく言われる最小の経費で最大の効果という行財政の基本を考えながら、三島町の課題に立ち向かって、あるいは最終的には町民の安心安全な負託に応えていく必要があるだろうというふうに考えておるところでございます。

第2点目の、第6回目の予算編成を終え、我が町の財政状況をどのように捉えているのかということで、2点目でございますけれども、当然、自主財源が非常に少ないということで24%ぐらいの自主財源でございます。依存財源が75%でほとんど自分の財布にはお金がない、そういう状況の中で歳入の構造を考えてみますと、町税が5.6%でございます。繰入金9.8%、繰越金7.2%で、まだ依存財源、先ほど二瓶議員からありましたように、交付税は大体約40%でございます。あと国庫支出金で19.4%、町債で14.6%、その他ありますけれども、非常に窮屈な財政運営を強いられておると考えております。

前にも議会の中で説明したように、財政健全化判断指標というのがございまして、これは地方公共団体の財政に関する法律第3条第1項の規定により、健全化判断比率の実質赤字比率、あるいは連結実質赤字比率、あるいは将来の負担比率、あるいは、ここで一番問題になるのが実質公債比率が基準25のところ4.8%ですけれども、問題にしなきゃならないのがこの4.8、あるいはみんなゼロでございます。この公債費比率が上昇傾向にあるというようなことで、簡易水道あるいは建設改良工事の公債費比率が上昇傾向にありますので、この繰出金が多くなるということで、あるいは緊急防災、あるいは減災事業債が増加したことが要因であろうというふうに考えております。こういう基本的な考えで財政負担を軽減していくためには、起債事業の抑制が必要なのかなというふうに考えてございます。

財政分析も、この辺の昭和、金山、三島、あるいは柳津もそうですけれども、実質収支比率が、うちのほうでは13.1%、あるいは経常比率というか非常にこう自分たちの13%ぐらいしか自由に使うお金がないというようなことで87.1%。なおかつ、財政力指数が0.15と、非常に膠着した財政運営に強いられているというようなことですから。

こういうことを鑑みますと、自主財源が乏しく非常に脆弱な財政構造であるというふうに考えております。国の動向に大きく左右されるような状況にあり、積立金も一定程度確保できていますが、国の動向は予断を許さない。国も1,000兆円の借金がある。あるいは今回も1,200兆円ぐらいになるというようなことで言われております。

そういう中から予断を許さないということでございますので、町政の取り巻く状況は二瓶議員ご指摘のように注視しながら、これに対して、この注視の中で町民が安心安全に暮らせるような、まちづくりにしていかなきゃならないというふうに考えておるところでございます。

3点目の今後の財政状況の見通しを示せというようなことでございますが、公債費の返還が非常に高額で推移する状況が数年間続き、事務的経費が膨らむことが予想されるとい

うようなことをございます。厳しい状況が続くと考えております。振興計画実現のために必要な施策に対応できるよう、基金の取崩しと、国・県補助金等も含め、歳入確保と歳出の各削減に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

今年の予算が、ある面ではそのようなことになっているというように考えております。

4点目でございます。

令和4年度の予算における投資的事業の抑制については、前年度と比較し予算額は増加しておりますが、投資的事業の財源内訳は、地方債その他基金繰入金で一般財源とともに減少しており、国・県の交付金獲得に伴う事業費の増で、町一般財源の歳出を抑制し、必要な事業予算を計上できたと考えておるところでございます。

5点目ですが、行財政改革、非常にやはりこの点については、強いご指摘がありましたように、やっぱり行政改革に取り組むというようなことが大事だろうというようなことで、ある面では、当然しっかりした行政運営基盤の構築が必要と考えておるところです。「入るを量りていずるを制す」ということで、どのくらい入ってくるのか、それで、やっぱり歳出を考えるというようなことが言葉としてございます。収入の額を計算し、それに応じて支出の計画を立てる必要があるだろうというふうに考えております。歳入をしっかりと見極め、歳入に見合った歳出を取ることが財政基盤を安定させるものと考えます。いかに歳出を抑制するかは、事務事業の不断の見直しから取り組んでまいりたいと考えております。

6点目の、9期財政計画、約束したけれども延々と延びてるというような指摘でございます。9期の財政計画の策定は、9月の定例議会にも答弁申し上げましたとおり、年度内を目標に進めておるところでございます。約束したことを確実に実行することこそ信頼された町政の第一歩であるとお指摘のとおりでございますので、職員一人一人が責任感を持って行動し、そしてきちっとチェック機能が働く組織体制を構築してまいりたいと考えておるところでございます。

続きまして、地区の振興についてでございます。

地区支援事業、あるいは1地区50万円が上限で、ある面では、交付要綱増額のために交付要綱の検討をすべきじゃないかというようなご質問でございます。地区支援事業補助金交付要綱の再検討についてでございますが、補助金創設以来、地区の魅力拡大や課題解決、住民福祉の向上、交流活動の促進など地区づくりを目的とする事業で、一時的なものではなく、継続的な取組につながる内容であると考えております。自ら行う地区づくり事業に補助してまいりました。平成22年創設から令和3年度までに、13地区8団体へ補助金を交付しております。

議員ご指摘のとおり、交付要綱再検討についてですが、創設の各地区事業実施の中で、地区現状の要綱規定内容が合わないケースがあったり、あるいは対象経費の拡大要望もあり、この変更については、地区及び町の審査会で協議し、地区の要望に沿うように必要ならば改正してまいりたいというふうに考えております。

人件費についてですが、当初対象外経費としておりましたが、地区の担い手高齢化によ

り地区づくり活動への積極的な参加が困難であるという地区の実情を踏まえ、人足の程度の時間単価を設定し、事業費が人件費のみとならないように、2割上限として改正いたしました。

また、修繕費においても当初対象外としておりましたが、この事業で整備したのものでもあれば対象とするなど、要望に対応しております。申請前に、地区の方々の実施内容について協議をし、実績報告においても課題等の共有を図っており、地区有効な補助金活用となるよう努めております。今後も、地区の要望等がありましたら十分協議し、必要であれば要綱等を改正し、対応してまいりたいと考えております。なお地区要望は、平成22年から恐らく資料が二瓶議員のほうに行っていると思います。それをご覧ください。

地区の振興についてでございます。

地区担当制という制度を設けたと。基本的にはやっぱり振興計画の中に、町の振興計画に地区の振興計画が入っているというのはご指摘のとおり、地区の振興なくして町の振興はないというような基本的な考えの中で振興計画を立てております。全てが地区に応じるような予算を取れなくても、地区のコミュニティーを守りながら、地区をどうしていくのかって、みんなでこれをやれ、あれをやれ、じゃなくて地区の、例えば、役員あるいは議員さんを含めて、一緒に相談してこういうことがどうだかというようなことでご相談いただければいつでも対応するというふうに考えております。

職員の地区担当制についてですが、導入した時期は平成9年からで、導入の経緯については平成8年に第2次三島町振興計画後期計画を策定し、この中で地区住民に自らを考える地区振興計画の自立のための支援を掲げております。それぞれの地区の生きがいと活気づき、町民が誇りと自信を持ち、住みやすさを実感できるような地区となることが、まちづくりの原点であるというふうに考えております。

そのための目標として、地区振興計画を樹立を目指すもので、職員は行政と地区のパイプ役となるように創設いたしました。

地区担当の実績についてですが、地区担当の役割としては、町が開催する地区座談会の連絡調整や会議の進行、地区要望事項の現地調査、確認、その後の要望事項の進捗確認、災害時地区避難所支援等、主な業務であります。地区担当創設後、上記対応をしてまいりましたが、独自の活性化事業がなかなか進まない状況でありました。そこで、平成22年に地区支援事業補助金を創設し、加えて福島県サポート事業における自己負担分としての利用も可能としたことにより、地区活性化事業に取り組む3地区が申請し、地区づくりが動き出しました。以降、新たな地区での申請もあり、担当職員も、当初から地区づくりや申請行為、支援、事業参加など地区担当として活動し、現在も継続して地区づくりが行われており、このことは1つの実績として考えております。

第5次三島町振興計画においては、地区の方々とともに、美しい地区づくり目標を策定できたことは大きな成果だというふうに考えております。

課題としては、職員と地区の関わり方が難しいことでございます。事業が継続されている地区においては、要請もあり支援体制も取れますが、その他の地区においては、地区支援事業が補助金の集中をし、独自の取組をしておりますが、なかなか申請までには至らず

職員としても踏み込んだ企画立案支援までは至っておりません。うちのほうとしても、あそこに桜を植えたらどうかとか、そういうことを地区にお願いはしているんですけども、もう人がいないというようなことで断られるというのが、ある面ではそれも1つの実態でございます。だから、そういうことを加味しながら、今後の地区の支援をどうしていったらいいのか、あるいは地区とのコミュニティーをどういうふうにとっていったらいいのかということが、やはり考えていかなきゃならないということで、これは大きな我々の反省点でもございます。

今後、重点事業としても記載したとおり、何か事業を実施することが地区づくりの全てではございませんので、担当職員が地区に入っていけるような場の設定について、地区とも協議を進めてまいりたいと考えております。

続きまして、地区振興方策ですが、ある面ではすばらしい制度というかですので、非常にお褒めの言葉をいただきましたけれども、この地区担当制は、新潟県の高柳から、一応、三島フォーラムをやったときに、いろいろ参考に倣ったところでございます。そういう、やはりまちづくりの原点は地区にあるんだと、その頃、限界集落というふうな言葉がはやり、大野先生という高知大学の先生がおっしゃって、これからはやはり地区に光を当てなきゃならない、そういう一歩として、例えば振興計画の地区目標に取り入れたところでございます。ある面では、福島県でも新しい取組だったというふうに考えております。しかしながら、新しいからといってその組織が動かなければどうにもならないというようなことで考えておりますので、その辺を酌みしながら、やはり私も、やはり職員が近頃来ないとか、あるいは現地調査が来ないというような声も聞かれております。そういうことを含めて、お答えいたしたいというふうに考えております。

地域住民との定期的な交流の場の設置についてですが、町民の方々より私のほうにも同じようなご意見をいただいております。私たちは、税金をいただき、町民の皆さんに働いているということの自覚を持って業務に当たってほしいと、朝礼の際は職員に伝えておるところでございます。やはり、ただ我々の時代と違って、いろいろな時代状況が変わったり、あるいはいろいろな、例えば通学、あるいは、通勤が変わったりして、なかなかやはり難しい状態が昔より来ているというようなことも頭には私も分かりました。しかしながら、確かに現場に出向いて、町民の方々から直接ご意見を伺うという機会が少なくなっているということも現実の問題でございます。職員が自ら出向くという気持ちを持つことが大切であることが基本だと、職員数についても検証し、逆に業務については減少することなく、さらに多種多様化しており、職員が現場に出向く時間が取れなくなっているのも現実でございます。

このような状況の中でございますが、ご指摘のような町民の方々と直接触れ合える場の設置については、今年度マイナンバーカード普及のための地区訪問など、新たに企画をしておりますので、回数は多くなくても、各部署で実施できるように取り組んでまいります。

最後のご質問でございますが、伝統行事の困難さが増えているというようなことで、例えば、大石田の集落、私の集落の雛流し、これが現実になかなか困難な、子供がいない、あるいはつくる大人がいない、高齢化になったというようなことで、やめようというよう

な話もございます。しかしながら、お年寄りが自ら役場に相談しなくても、じゃあどうして継続していったらいいのかというようなことを考えながら、やはり保存、あるいは継承、あるいは活用しようということで、ある面ではこれが文化が三島町の大きな観光の大きな視点になっておるといことも現実でございます。このような観点から、地区目標実現のために、伝統行事の保存、継承のための支援事業を検討してはどうかというようなことでございます。これはもう20年前からいろいろ検討しているんです、本当に。ところがなかなか難しい。例えば、大谷の虫送りも、いつの間にか指定しなくなる。あるいは、いろいろなとこ、西方も本当はあったけどなくなる。それが現実的なんです。それをやるのは、動機づけは我々ではできるけれども、やるのは地区住民。じゃあ地区住民の年代がいろいろ変わっていてなかなか難しいというようなことでございます。ある面では、町指定の地区プライドが25件ははじめ、住民向け民俗文化財として昭和61年度の県の指定を受け、三島の年中行事の33件、あるいは平成20年度に国の指定を受けた三島町サイノカミの伝統行事。これは国の指定にもなっています。編み組も国の指定になっております。あとは、荒屋敷遺跡も国の指定になっています。これは若松辺りと違って、我々のここの地域に生きた生きざまのプライドとして指定していただいたというふうなことで、ただ観光というよりは、何というか我々がこの地域のほうで生きたということで考えておりますので、その辺もよくご理解いただきたいなというふうに考えております。

しかしながら、年数の経過とともに、人口減少、少子化、高齢化が進行し、中断や途絶えてしまった伝統行事が数多くあるのが実情でございます。町では、平成23年度に三島町歴史文化基本構想を策定し、地域の伝統行事を含む文化財の保存、継承、これ活用も入ります、を努めてまいったところでございます。これは簡単に書いてありますけれども、合併が壊れて文化庁に、(不規則発言あり)私答弁していますから。文化構想を策定して地域の伝統行事を含む文化財の保存、活用を含めてまいったところでございます。

支援事業においては、三島町地域文化継承事業による地区への助成金のほか、小学校児童による行事への参加や、教育委員会での当日の協力、あるいは様々な支援を行ってきたところでございます。各地区の伝統行事におきましては、それぞれに歴史と文化があり、町としても地区住民が、その価値や意義を再認識した上で、保存継承活用が図られるよう支援内容を含めた各地区との協議を、ある面では進めていくというふうに考えておるところでございます。

以上です。

○議長 再質問を受けます。

二瓶辰右エ門君。

○2番 町長さんと、今日は随分いろんなお話を、事例なども聞きながらご解説をいただきました。ありがとうございます。

行財政改革、これは町長、必要だと感じていらっしゃるんですよね。もちろん。それで、行財政改革というのは、なぜ実施したい、実施しなければならないというふうにお考えでございますか。

○議長 町長。

○町長 国もそうなんですけれども、どこの町村もそうです。行財政改革ということは、なかなか我々内部ではなかなか難しいというのが現実でございます。であれば、改革するためには、先ほど二瓶議員からご提案あった外部の委員の人とか、あるいは議員さんと一緒にやったらどうかというようなことのご意見もございますので、そういうことを含めて、やっぱりこう事務の効率化、あるいは仕事の効率性、あるいは職場内の地域のコミュニティーを図りながら、図る活力としての行財政改革というようなこともやはり考えるというようなことも必要なかなというふうに考えております。

○議長 二瓶辰右エ門君。

○2番 学問的には行財政改革というふうに言えば、効率化と経費削減、これが大きな目的で行う。町長が先ほども言ったように、最小の経費で最大の効果を上げる、それが行政を執行する者の役目であるという、それを実行するために行財政改革と、こう言われております。これは不断に取り組まなければならないものだし、さらに、職員のレベル、質を上げることによって意欲を持って仕事に取り組む、これも行財政改革の大きな目的だろうと、私は最近はそのようなものも取り組んでいかなければならないというふうに思っておりますが、すると抜けられちゃいましたけれども、第4次振興計画にも記載してあります。第5次振興計画にもきちんと記載してあります。行財政改革の推進というのは、どうしてお考えで、いつから取り組むおつもりですか。そしてまた、第4次は、なぜ取り組むことができなかったんですか。理由を聞かせください。

○議長 町長。

○町長 ご指摘のとおり、それは非常に反省しているところでございます。本当にできなかったのといろいろご質問をいただきながら、行財政改革ができなかったなというようなことで、ある面では、非常に申し訳ないなというふうには感じてはおります。しかしながら、何とかしたいなという気はあります。だから、何とか内部で、ある面では連絡会等で話し合いながら、どういふふうな方向で行財政改革ができるのかというようなことを含めて考えていきたいというふうに考えております。

○議長 二瓶辰右エ門君。

○2番 考える期間を余り長くしないで結論を出すと。実行をするということが、やはり行政の今最も求められていることだと私は思いますので、考えてばかりいても何もできませんから、さっきも言いましたように、まずはやってみるということからぜひお願いしたい。答えはもらっていないんだな。いつからやるかなんていうのは答えももらってないですけれども、まあいいや。

事務事業評価制度。行財政改革をするためには事務事業評価制度、定員管理のところでも申し上げましたが、現行の組織構成やり方ではスクラップできない。だから、そうじゃない手法を用いるんだ、それを早急にやらなければならないということもご紹介をしました。そういう意味で、事務事業評価をする。これは喫緊の課題。これも振興計画の中にきちんとオーソライズされている。しかし、やられていない。なぜですか。

○議長 町長。

○町長 ご指摘のとおりでございます。なかなか、前に、組織のマネジメントというお話、

議会の中で言ったところですけども、いつ、誰が、いつ、どこへ、国って、誰がやるのかというようなことをきちっと証明しろというようなことで、それは質問あったとき頭の中にはありました。だから、何とかこれは、私ばかりじゃないんですけども、やっぱり課長でいろいろ内部で相談します。そして、例えば、じゃあどういような行財政改革がいいのかは、いろいろ課長たちも議論あると思いますけれども、それを含めて何とか断行していきたいというふうに考えております。

○議長 二瓶議員、残り5分です。二瓶辰右エ門君。

○2番 念頭に置いたり、考えたりするのは、大いにそれは結構でございますが、いろんなことを念頭に置いて、何も手につけられない。それでは困りますので、町民が不幸になりますから。ぜひ、本当にきちんきちんと一つ一つ、言ったことは実行していただきたいというふうに思います。

そして、もう一つ同じことを言います。まちづくり基本条例の話をしました。16条に、外部評価を含めた事務事業評価制度の確立に努めると。根幹である条例の中に、そのようにも記載してあります。それは、平成18年にできた条例であります。なぜこれ実行されていないんですか、検討されていないのか。1度もそういうことの歩みを聞いたこともない。なぜですか。

○議長 町長。

○町長 言い訳だと。二瓶議員から言えば、例えば私が回答して言い訳だと。確かに、16条に外部評価を入れながら組織のいろいろな在り方を検討していくということで、まちづくり基本条例ありますけれども、そういうことを、今含めて、やはり実施していきたい。議論をしていくと。内部でいろんな議論をしていくというふうに考えております。

○議長 二瓶辰右エ門君。

○2番 結局、今の答えは、やるというふうに、いろんな形で町民に約束したことが、状況がどういものなのかは分かりませんができなかつたということですね。

今回の放送法。放送法で審議会を置く、法律に規定されているよ。それは、今の担当課長じゃなくて、その前の人たちにもお伺いをしながら、こういう経緯で実はこういうふうになってるよという話も聞きながら、自分で法律も全部調べて、そして放送法違反だよというふうに指摘をした。しかし、それに対して何の連絡説明もなく、解釈が間違っていると。突然、答弁のときにだけ提案をする。しかし、私も頭に來たから、もう1回調べてみた。それで、国の担当省庁にも電話をして、私の解釈で間違いはないかどうかを確かめて、そうしたら間違いはないということになって役場に駆けつけて、おい、これ間違ってるぞというふうに申入れをした。そして、今回の状況になった。これもそうです。やらなければならない。法律で規定したことすら実現をされない。この役場の体質に対して、どういふふうに思っていらっしゃいますか。念頭に置いて考えているだけでは物事は進みませんよ。

以上で質問を終わります。

○議長 昼食休憩を取りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし)

○議長 ご異議なしと認めます。午後1時15分まで昼食休憩といたします。

(午後0時13分)

◇

◇

◇

○議長 再開いたします。(午後1時15分)

○議長 一般質問7番、菅家三吉君。

なお、菅家三吉君の持ち時間は、ただいまから2時15分までといたします。

○7番 それでは、7番、菅家三吉一般質問いたします。

令和3年度の観光対策事業について質問させていただきます。

いまだに猛威を振るっております新型コロナウイルスの影響により、町民の皆様の生活をはじめ、観光関連業にも大きな打撃が続いております。観光交流の柱でもある工人まつりも2年連続で中止となり、私個人としては楽しみにしていただいているお客様や、町外から出店される工人の方々にも、三島町を忘れられてしまうのではないかと、日々不安に思っておるところであります。

令和3年度当初の重点事業において、交流人口の拡大の中で、その中の課題に首都圏やインバウンドの誘客以外にも、県内や近隣県への誘客が必要だとあります。これに対し、誰が、どこで、どのような取組を行ったか。そして、その結果、当町の観光業においてどういった反響があったかお伺いいたします。

先ほど、町長の挨拶にも一部答えがあったのかなとは思いますが、続けて質問させていただきます。

同じく令和3年度の当初重点事業の中で、コロナ対策を講じイベントの実施体制の構築の急務とあります。これを見ると、次年度、令和4年度には、工人まつりをはじめとした観光交流イベントの開催が期待される場所ではございます。令和4年度の工人まつりの開催の可否、そして、コロナ対策を講じたイベントの実施体制は、具体的にどのような内容なものかお伺いいたします。

また、同じく、その中の目標について、3項目ほどございますが、どの部分が達成できており、そして、その波及効果はどのようなものと認識しておられるか。そして、次年度の取組についてどのように実施していくのかお伺いいたします。

○議長 町長。

○町長 7番、菅家議員のご質問にお答えいたします。

大きく分けて、3点かなと思いますので、流れに沿って1点目、2点目、3点目とご説明いたしたいと思っております。

1点目の令和3年度重点事業近隣県への誘客活動についての取組の効果ということでございますが、今年度新型コロナウイルス感染症対策2年目を迎え、感染防止対策に加え、経済活動についても検討され始めました。当町での観光誘客事業についてですが、春、夏、観光誘客の広告を県内新聞2社で実施いたしました。

次に、福島県補助事業による各地域での物販については、県内では、福島市、郡山市、いわき市、道の駅なみえ、いわき市で実施と、県外では仙台市、大阪市において実施し、町職員、観光協会職員、町内事業者の方とも、延べ16日間出店し、物販に加え町観光PRを実施いたしました。

また、町内宿泊施設への誘客事業では、桐源郷プレミアムチケット追加分を合わせて2,000泊分を販売し、県内の方を中心に完売いたしました。

このほか、観光協会に委託している観光情報発信事業に関しては、ツイッター、インスタグラム、ホームページを活用し、最新情報を発信してございます。

観光業への影響ですが、観光統計結果によりますと、各施設等で昨年よりも減少しております。

緊急事態宣言、まん延防止重点措置期間による医療制限が実施された影響もありますが、極端に減少ではなく、効果はあったものと考えております。

2点目の、令和4年度工人まつり開催可否とコロナ対策を講じたイベント実施体制についてでございますが、工人まつり開催については、令和4年度においては通常開催は難しいと判断しております。しかし、議員ご指摘のとおり、今後の町観光誘客を考慮し、代替イベントについて会場別に開催する案を、今現在協議中でございます。実施案としては、美坂高原を活用した入場者を限定させ、出店工人数も減らすなどの対応による一部縮小の反面、令和4年度の新規事業の駅前マルシェや星空活用事業との連携も考慮し、町内事業者の方々にも企画から参加いただき、町への誘客に効果的なイベントとして実施してまいります。

コロナ対策を考慮した実施体制についてですが、規模については国・県のイベント開催基準が大前提となり感染症対策は基本ですが、その基準に加えて町独自の開催基準が必要であれば、関係者と協議して策定してまいります。

3点目の重点事業目標3項目について達成できたか、波及効果と次年度取組についてでございますが、第1点の観光ビジョンの策定と三島ツーリズムの実践については、観光交流推進事業に記載の4事業及びアフターコロナ対策事業は、観光協会委託事業と宿泊チケット事業ですので、今年度達成しており、町観光に大きな貢献をしていると考えております。次年度も継続して町観光協会に委託し、事業推進を図ってまいります。

第2点目の、町観光施設の機能評価では、道の駅前駐車場拡張事業、施設脱炭素化調査については達成しており、次年度は駐車場拡張工事においては本工事となり、県事業との関連もありますが、早期発注して完了できるよう取り組んでまいります。

施設脱炭素化については、地域循環共生圏推進協議会でも協議しておりますので、施設整備に着手できるよう取り組んでまいりたいと考えております。

ふるさと荘改築検討委員会においては、新たな指定管理者が確定し、現施設を活用し、当面の間運営することが確認されましたので、委員会については開催いたしませんでした。新年度においては、運営支援を中心にし、検討委員会に関しては時期を見て、再度開催することといたしました。

美坂高原、大林ふるさとの山の活用検討については、有効な方向性を見いだすことができませんでした。新年度においては、美坂高原では福島民報社と連携し、星空活用事業を展開し誘客を図ってまいります。

大林ふるさとの山につきましては、教育委員会、西方地区集落支援と協議しながら有効な利活用の方向性を探ってまいりました。

第3点目の広域連携の推進についてですが、只見線活性化事業の駅前周辺整備計画の実践については、今年度JRと連携し駅前マルシェを開催いたしました。次年度においても、年間を通しての開催を企画しており、東北デスティネーションキャンペーンについては、コロナ禍での開催となり効果は薄かったものと感じております。

駅からサイクリングにおいては、利用者から好評で次年度からは、町観光のメイン的な取組としてPRし、併せて柳津町とも連携した広域事業の展開も予定しております。

以上です。

○議長 再質問を受けます。菅家三吉君。

○7番 1点目は、県内近隣県への誘客活動についてということなのですが、町の活動としてある程度一定の効果はあったということですが、新年度、令和4年度以降ですか、改めて、引き続き同じような取組を続けていくのか。そして、その際に実際に一定の効果はあったのかなという話ではありますけれども、例えば、道の駅であったりとか、町で集客、ある程度集計できるところで言いますと、早戸温泉とか、あとは工芸館とか、そういったところでの数字的に、例えばこの2年で、例えば入場者数がどのくらい減ったり、コロナ前よりどのくらい減って、それを基に新年度以降ですか、コロナ前までどのくらいまで回復させるという目標、目標値というか数値的な目標はあるかお答え願います。

○議長 地域政策課長。

○地域政策課長 議員ご質問の内容でございますが、第1点目の事業に関しては、なかなかコロナ落ちつかない状況でありますけれども、やはり経済活動も併せてやっていかなきゃいけないということで、同じく目標を立ててこの前、令和4年度計画はご説明したところでありますので、あわせて、町にいるだけじゃなくて外に出ながら観光PR、また、町でいてできることはやる。SNS等の活用をしながらやっていくということで、できるだけ町のほうに、やはり誘客していくという方法を今、考えているところでございます。

もう一つのご質問なのですが、数字が取れるということで観光統計の中で12月までがちょっと資料でまとまっておりますので、道の駅ですとやはり前年度、令和2年度では14万4,000人、今年度はもっと緊急事態宣言とかまん延防止が長かったので、相当落ち込むかなと思ったんですが13万8,000人という形で、減ってはいるんですけども想定よりも、そんなに大きな減少ではなかったということではありますが、ただ、施設からいろいろお話を聞くと厳しい状況であるということです。

つるの湯に関しては、ちょっと入湯者が多くなったのかあれなんですけど、昨年の12月末では2万6,240人、2万6000人台だったのが、今年は12月で2万7,000人という形で若干ちょっと増えているような状態ではありますが、ただ、これがコロナ前の数字から見れば、相当な減少になっているということで、ちなみに道の駅ですと令和元年度で、すみません、12月の分をちょっと出していなかったんですが、年間トータルで23万人来ていたところなので、令和2年度で見たときには、道の駅だけで30%の減だったものですから、なかなかこの時期まで、令和元年度が1月、2月、3月が少しずつ影響出始めた頃ですので、できれば元年度くらいの人数まで戻せばいいのかなというふうには考えてはいるんですが、ただ、なかなかやはりいろんな状況がありますので、オミクロン株の新たな変異株とか、

そんなことで毎回その新たな脅威というか、そういう部分のうれしい素材じゃない部分が出てきていますので、なかなか読み込めないですけども、できるだけ町に誘客できるような令和元年度を目標にしながら、やっていければいいかなと考えております。

○議長 菅家三吉君。

○7番 ありがとうございます。

それでは、続きまして2点目です。すみません。先ほどのお答えに対して一言だけ。取りあえず令和元年度の道の駅の入場者数23万人、約23万人ぐらいというそこが目標だということですので、令和3年度で13万人。そこまで目標となりますとプラス、ここから回復10万人と。なかなか目標値としては、かなり大きい数字だなとは思いますが、そういう目標を持ってやっぱり取り組んでいく、やってきた事業について、どれだけ成果が出たかということは、やっぱり町民の皆様にも発信していく必要があると思いますし、実際に観光業に携わっていく人たちも、目標値として取り組む中で必要なものだと思いますので、大いにアナウンスして、ある程度みんなで盛り上げていこうということで頑張っていたいただければなと思います。

それでは、2点目の工人まつりの開催、そしてコロナ対策を講じたイベントの実施体制ということで質問をさせていただきます。

答弁にあったとおり、ある程度、内容や実施体制を変更してやっていく、今までの工人まつりとはスタイルとか開催場所も変更になるというお答えではありましたが、前向きに検討して、今、動いていただいているという状況が分かりました。その点はよかったのかなと思います。

先日、日曜日ですか、東京マラソンも2年ぶりに開催したということで、もちろん開催に当たっては世論賛否あったとは思いますが、あの開催も徹底的な感染対策やもろもろ入場制限等々も考慮して、大会実行委員会の関係者の方だったと思うんですけども、コメントの中に地域の活性化というか、やることに対してその活力を生み出していくんだというコメントが一言あったんですけども、まさにそうなのかなと。もちろん、その地区に住む皆様の健康も配慮しながら行っていくことが必要ではありますが、一方では、そこで商業活動、観光業等を営んでる人たちのためにも、やっぱり前向きに開催していくということも1つ必要な一面ではあるのかなと私も思っております。

そこでなんですけれども、町長に形やスタイル、工人まつりの事業内容等も、大分、今までとは要素が変わるかなと思うんですけども、やるに向けて町民の皆様、何ていうんですか、その感染対策やらを含めた上で発信していく、町のほうからこの何ですかね、そのやる意味というのを発信していく必要があると思うんですが、その辺はいかがでしょうか。

○議長 町長。

○町長 先ほど東京マラソンの例、出していただきましたけれども、私もあれずっと見て、あれだけの人数が集まって感染対策をしっかりすれば何とかできるのかなというようなことで、あんな規模にはなりませんけれども、やっぱり経済を動かすという、いろいろ学者だかお医者さんがそう言う人も結構今多くなりました。そういうことも参考にしながら、

やっぱり感染対策をしっかりしながら経済を回していくということも、町政の大きな役割ですので、今、庁内でいろいろやっか、やんねえか含めて、それは代替としてはやるんですけれども、美坂高原のやり方というのは、これから議論に入りますので、そういうことを含めてなるべくやると。やるというふうになった場合は、町民にまず周知をするということ、そしてその感染対策もしっかり集中しながら、やっぱりコロナが終息の方向に行くというようなことをございますので、そういうこともやるということで考えておりますので、その節は商工会、あるいは観光協会含めて、ご指導、ご協力をお願いしたいなというふうには考えております。

○議長 菅家三吉君。

○7番 ありがとうございます。

今、美坂高原を活用するという言葉もありましたので、答弁書の中に3点目なんですか。美坂高原や大林ふるさとの山の活用についても、ご答弁されていると思うんですけれども、やっそこ美坂高原使った事業を展開してもらえるのかなと。これを見て、私はなんですかね、わくわくしているというか、まだ雪深いですけれども、早く解けないかなという思いでおります。やっぱりわくわくするとか、どきどきしながら仕事をするということがやっぱり大事なのかなと、前向きになれるということが大事なのかなと。この答弁を見て思ったところをございます。

事業の内容も星空活用事業と、とてもメルヘンチックな、字だけを見るとそういったイメージを持つんですけれども、とても興味の湧くような、自分も美坂高原で何度か遊ばせてもらっているんですけれども、やっぱり美坂の星空は皆さんに見てもらいたいなと思っていた1人ですので、ぜひともこの事業をしっかりとしたもので進めていっていただきたいと思うのが1つと、ここにとどまらず、これがまず何ていうか、ホップ・ステップ・ジャンプのホップになるのかなと、思っているんですけれども、続けてステップもジャンプも一緒に考えていただけるようなふうになっているんですけれども、ここから何か今現在で構わないんですけれども、そこから発展した事業というか、美坂高原だったり、大林だったりを活用した、何かここにはないけれども、今こういうことも話はあるんだなんていうのが、もしあればお答えください。

○議長 町長。

○町長 星空見学会をやろうということで、民報社がうちのほうに支社長が電話をよこしたんですよ。いろいろ議論した後、これ県の補助事業を使って町がやると。その代わり広域ということで、例えば、ある面では星の村天文台の元台長渡部潤一さんという方が民報に書いていますよね。あの先生を連れてきて、例えば、子供たちをみんな教育の一環としてやって、やり方はこれからいろいろ担当のほうで考えますけれども、そういうことも一応頭としてはあるということで、高名な方をございますので、福島県で若松出身というようなことで、教育長さんと同郷だということで、いい機会ですからそういうことを含めてやりたいというようなことで。

あとは、それで肉づけになってまいります。だから、今のところその渡部潤一さんに来ていただいて、例えば、柳津とか、あるいは金山とかの子供たちを集めて、一般の人もい

いですが、そういうことも考えているということでございます。そこまでしかまだ今のところは原案としてはないということでございます。

○議長 菅家三吉君。

○7番 ありがとうございます。

本当に一步踏み出すことがやっぱり大事だと常々思っておりましたので、コロナに負けずに地域資源、本当に美坂高原だったりを活用した事業を、皆さんと一緒に展開して、最初にあったその目標値に向かっていけるような、この町に観光交流人口1人でも多く増やせるように取り組んでいただければなと思っております。

広域連携の推進についてなんですけれども、何度か去年も質問させていただいた中で、やっぱり奥会津地方や柳津から昭和、只見まで含めて、奥会津地域で何かイベントできないかなという話をさせていただいたと思います。この2年間ではなかなか連携した事業というのはなかったんですけど、昨年、只見線の駅前マルシェというのがあったと思うんですけど、その中で宮下駅だったり、金山の中川駅の向かいの道の駅に、金山町の、そこでイベントやって、一応、三島、金山、そして一部柳津の方も連携してと。三島の宮下駅前のマルシェにおいては、柳津、昭和、金山、只見ですかの皆さんが出店していただいたというようなイベントだったんですけど、なかなか始めの一步で集客が思うようにはいかなかったのかなというふうには思っておるんですけど、ああいうイベントが少しずつ大きくなればなと思っております。今、答弁にもありますように、次年度以降も引き続き続けてやっていくということなので、さらなるイベントのバージョンアップを期待しております。

そして、最後ですけれども、今ほど、町の観光誘客に向けたイベントを含めていろいろ町にお願いしたところではありますけれども、そもそも観光について、そして地元商業について、本当に考えていかななくてはいけないのは、我々商工会のメンバーのかなと本音は思っております。その一助を町がしていただくというスタイルが、私個人的にはその進め方が一番理想かなと思っているんですが、なかなか商工会も正直台所事情もありますし、人手の面もありますというのが現状ではありますけれども、それをずっと言っても始まらないというところもあります。じゃあ、全てを行政に、こういうイベントやってほしいとか、こういうのはどうだということも、正直商売してる身としても、そこはちょっと違うんじゃないかと思うところもあります。今、質問させてもらって何なんですけれども、私個人的にはそう思っております。なので、我々商売する側としても、商工会を中心にもっと活発な活動をしていかなきゃなど、反省も含めて思っているところなんですけれども、そのかけ橋を地域政策課の皆さんを中心に、町の行政が取って、いい方向に、お互いが今までの負担を半分ずつでも分かち合えるような、そういうふうに企画だったり、運営だったりをできるような方策をしてほしいなと思うんですが、その辺はいかがでしょうか。

○議長 地域政策課長。

○地域政策課長 議員ご指摘のとおり、また、町長も答弁しており、やはり今何もやっていない状況の中で、新たに復活していく中ではこれまでもそうなんです、やっ

ぱり民間の人たち、商工会の皆さん、若手の皆さんたちと一緒にやってやはり、ちょっと企画からやっていくほうが、その後が続くと思いますので、そのような取組は、ぜひ行っていきたいと思います。逆に、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長 菅家三吉君。

○7番 ありがとうございます。

令和3年度、2年度の頃は、コロナの特別委員会が立ち上がったたり、そのタイミングでは町内の事業者さんに経営状況どうですかとか、お困り事ないですかというような町のほうでヒアリングがあったと思うんですが、このところ、穏やかだった部分もコロナの影響がある程度落ち着いたという時期もあったので、一概にあれなんですけども、また年明けから状況が悪化したというのもあるので、改めて、町と商工会で連携して町内の事業所に、今の実情、現状をヒアリングしていただく必要があるのかなとは思いますが、その辺はいかがでしょうか。

○議長 地域政策課長。

○地域政策課長 議員からご要望ありましたとおり、これまでも飲食店、観光業者さんとは、お集まりいただいてヒアリング等、会議等を行ってきました。それで、事あるごとにちょっと担当のほうで、全事業所とまではいかないんですが、ヒアリングさせてもらったりしたこともありますので、新年度、新たに議会終わったら、時期を見まして、皆さんにお集まりいただくなり、ヒアリングするなりは行っていきたいと思います。

○議長 菅家三吉君。

○7番 ありがとうございます。

1日も早くコロナの影響、まん延防止も県内6日で終わらして、延長なしで3月6日をもってまん延防止も終わりました。商業活動頑張って皆さん復活していただければなと思うところでありますと同時に、なかなか1回停滞したお客さんの足というのは、なかなか戻るまで時間がかかったりとか、雪の影響もありますし、今のところ一気に戻ってくるという状況ではないのかもしれないですけども、その起爆剤というか、お客さんが足を運べるかなというのも、町と商工会と協力して何か県内、県外に向けてアナウンスして、1日でも早い誘客がしていければ観光業の皆さん、1日でも早く経営が落ち着くかなと思っておりますので、早いご検討をお願いしたいと思います。

以上で、私のほうから終わりたいと思います。

◎散会

○議長 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

(午後1時46分)